

産業分野におけるサイバーセキュリティ政策

2025年5月

経済産業省 商務情報政策局サイバーセキュリティ課

武尾 伸隆

目次

- 1.サイバーセキュリティを取り巻く現状
- 2.政府全体の体制とサイバー安全保障の議論
- 3.サイバーセキュリティ政策の進捗と今後の方向性
- 4.産業界へのメッセージ

1. サイバーセキュリティを取り巻く現状

最近国内外で発生した主な事案

① 機微技術情報等の窃取

- 2019年以降、中国の関与が疑われるグループ「MirrorFace」による、**日本の安全保障や先端技術に係る情報窃取を目的とした攻撃キャンペーン**が実行されている。（2025年1月 警察庁及びNISCが注意喚起）
- 2024年後半、中国背景と指摘されるグループ「Salt Typhoon」による、米国の通信事業者のネットワークに侵入して**政府関係者等の通話記録等、安全保障に関する情報等の窃取**を狙うような活動が報告されている。

② 事業活動の停止

- 2024年6月、(株)KADOKAWAが**ランサムウェアを含む大規模サイバー攻撃を受け、Webサービス等が停止**。大量の個人情報や企業情報が漏えいした上、SNS等を通じて拡散される二次被害も発生。

③ 重要インフラの機能停止等

- 2024年2月、米国政府機関等が、中国を背景とするグループ「Volt Typhoon」による米国の重要インフラを標的とした活動（**有事の際にサイバー攻撃を行うためにネットワークへのアクセス権限を確保するような動き**）について注意喚起。
- 2024年12月～2025年1月の年末年始にかけて、航空事業者、金融機関、通信事業者等が**相次いでDDoS攻撃を受け、サービスの一時停止等**の被害が発生。（2025年2月 NISCが注意喚起）

④ サプライチェーン・委託先等への攻撃を起点とした情報漏えい・金銭等資産の窃取

- 2024年5月、北朝鮮を背景とする攻撃グループ「TraderTraitor」が、**ソーシャルエンジニアリング等を用いて、取引管理の委託先を經由し、(株)DMM Bitcoinから約482億円相当の暗号資産を窃取**。（2024年12月 警察庁、NISC及び金融庁が注意喚起）
- 2025年4月、(株)インターネットイニシアティブのメールセキュリティサービスへの不正アクセス事案が発生。**メールアドレスや他社クラウドサービスの認証情報など、586の契約先において情報漏えい**が確認。（2025年4月22日時点）

デジタル技術の発展によるサイバー攻撃の高度化・複雑化

- AI等のデジタル技術の発展の影響もあり、サイバー攻撃は今後ますます増加するとともに高度化・複雑化していくおそれがある。

デジタル技術の発展によるサイバーリスクの増加

ITシステム、クラウド等の活用拡大、OT製品の急増などサイバー空間の利用拡大等に伴い、サイバー攻撃を受けるシステム側の侵入口が増加。

NICTER において2024年に観測したサイバー攻撃関連通信数は増加傾向であり、約6,862億パケット（2018年の約3倍）。

スパイフィッシングやビジネスメール詐欺等の実行を支援するサイバー犯罪用の生成 AI ツールの登場

2024年におけるフィッシングの報告件数は前年比約50%増の170万件超に急増

サイバー攻撃のエコシステム（ダークウェブ）の存在

- ダークウェブの闇市場では非合法で個人や企業の機密データ、マルウェアを容易に作成できるツールキットなどが取引されており、サイバー犯罪を助長している。

量子コンピュータによる暗号アルゴリズムの危殆化

- 各国が開発を加速させている量子コンピュータが実用化すると現在広く使用されている公開鍵暗号(RSA暗号)アルゴリズムの危殆化される恐れが指摘されている。
- 現在のアルゴリズムの安全性は、古典計算機では現実的時間内では解くことが困難とされる数学的問題(素因数分解問題や離散対数問題)に依拠しているが、大規模な量子コンピュータでは高速な解読が可能とされる。
- このため、量子コンピュータ時代にも安全に利用できる暗号技術が求められており、米国NIST等が耐量子計算機暗号(PQC)に係る国際標準化作業を進めている。

生成AIを通じた情報漏えい・サイバー攻撃リスク

- DeepSeek社の生成AIモデルは急速に普及。一方、利用データが中国政府に流出するリスクやマルウェア作成等への悪用が懸念され、各国で利用の禁止・制限や注意喚起等が行われている。

地政学動向の変化に伴うサイバーリスクの高まり

- サイバー攻撃が巧妙化・深刻化する中、地政学リスクの増大とも相まって、安全保障にも関わるサイバー事案の脅威が高まっている状況にある。

サイバー攻撃の変遷

■ 公開サーバへの攻撃

- 特徴：ウェブサーバ・外向けサービスへの大量送信 等
- 効果：ウェブサイト等の停止
- 事例：エストニア・2007年

■ IT系システムの侵害

- 特徴：情報システム内部への侵入・暗号化
- 効果：暗号化・システム障害、身代金要求
- 事例：Wannacry・2017年 等

■ 有事に備えた重要インフラ等への侵入

- 特徴：最深部・制御系システムに至る高度な侵入能力
- 効果：インフラ機能の停止
- 事例：Volt Typhoon・2023年 等

■ 機微情報の窃取の危険

- 特徴：情報システムへの権限外アクセス・利用
- 効果：機密情報の漏えい・悪用
- 事例：Black Tech・2023年



(出典) 各種報道発表・報道情報等を基に作成。

CISA "PRC State-Sponsored Actors Compromise and Maintain Persistent Access to U.S. Critical Infrastructure"

国家関与が疑われるサイバー動向に関する報道

● 中国における脆弱性報告義務

- 中国政府は2021年9月、ソフトウェア等の脆弱性発見から48時間以内の政府報告を義務付け
- 報告件数は16件（2021年）から242件（2024年1～6月）へ急増
- 2021年以降、中国の関与が指摘される攻撃のリポートが急増

(出典) 日本経済新聞記事（2024年8月25日掲載）

● 台湾当局に対するサイバー攻撃

- 2024年における台湾当局に対するサイバー攻撃は1日当たり240万件と、2023年から倍増
- 台湾当局は、その大半が中国サイバー軍による「グレーゾーン・ハラスメント」とみている

(出典) Reuters記事（2025年1月6日掲載）

我が国政府機関等へのサイバー攻撃事案

● NISCに対する不正通信事案（2023年8月）

- NISCの電子メール関連システムに対する不正通信があり、メールアドレスの一部が外部に漏えいした可能性がある旨を公表。

● JAXAへの不正アクセス事案（2024年7月）

- 外部からJAXA内の業務用イントラネットの管理用サーバーに不正アクセスが行われた可能性があった旨を公表。

(参考) IPA「情報セキュリティ10大脅威」

情報セキュリティ10大脅威 2025	
順位	組織向け脅威
1位	ランサム攻撃による被害
2位	サプライチェーンや委託先を狙った攻撃
3位	システムの脆弱性を突いた攻撃
4位	内部不正による情報漏えい等
5位	機密情報等を狙った標的型攻撃
6位	リモートワーク等の環境や仕組みを狙った攻撃
7位	地政学的リスクに起因するサイバー攻撃
8位	分散型サービス妨害攻撃（DDoS攻撃）
9位	ビジネスメール詐欺
10位	不注意による情報漏えい等

中小企業の被害が全体の6割以上を占める

相対的にセキュリティ対策の弱い中小企業を起点に、大企業含むサプライチェーンを共有する企業を攻撃

初選出

(出典) 独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) 「情報セキュリティ10大脅威2025」、警察庁「令和6年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」を基に作成。

サイバーセキュリティ政策に関する国際的な動向

- 欧米を中心に、①セキュア・バイ・デザイン*の概念に基づく製品のサイバーセキュリティ対策に対する要請や、②重要インフラ事業者等に対するインシデント報告等の義務化、③企業のサイバーセキュリティ対策水準を整備・可視化等する動きが加速。

* IT 製品（特にソフトウェア）が、設計段階から安全性を確保されていることを指す。

①IoT・ソフトウェア製品に対するセキュリティ要件

サイバーレジリエンス法 (Cyber Resilience Act)

- デジタル要素を備えた製品（ソフトウェア含む）の製造者に対し、①セキュリティ特性要件に従った上市前の設計製造、②上市後に積極的に悪用された脆弱性・インシデントの報告等を義務付け。
- 2024年12月に発効。報告義務の運用開始は2026年9月、その他は2027年12月開始。

サイバー・トラスト・マーク (U.S. Cyber Trust Mark)

- 消費者向け無線IoT製品が対象の任意ラベリング制度。ルータ、スマートメーター等一部製品については、個別のセキュリティ要件が定義される見込み。2024年7月に最終規則公表。2025年中に制度運用開始を目指す。

米国ソフトウェアサプライチェーンの確保に関する覚書 (OMB M-22-18, M-23-16)

- 連邦政府機関が調達するソフトウェアのベンダーに対し、セキュアなソフトウェア開発に関する自己適合を義務付け。
- 2024年3月に自己適合証明するための共通フォームを正式承認。

※英国においても、消費者向けIoT機器の製造者に対するセキュリティ基準への自己適合宣言を義務付けるPSTI法（2024年4月施行）が存在。

②重要インフラ事業者等に対するインシデント報告等の義務

重要インフラに係るサイバーインシデント報告法

(Cyber Incident Reporting for Critical Infrastructure Act of 2022)

- 「重要インフラ」に対し、①重大なサイバーインシデントの認知後72時間以内、②ランサム支払後24時間以内に米CISAへの報告等を義務付け。
- 2022年3月成立、2024年4月規則案公表。2025年秋最終規則公表を想定。

NIS 2指令 (Directive (EU) 2022/2555)

- 2016年NIS指令から対象セクターを拡大。対象の主要／重要エンティティに対し、①サイバーセキュリティ・リスクマネジメントの強化、②重大なサイバーインシデントの認知後24時間以内に早期警告、72時間以内にCSIRT又は管轄省庁に報告等を義務付け。2023年1月発効、2024年10月18日より執行。

※豪州においても、特定の事業者に対しランサム支払い後72時間以内の報告を義務付けるサイバーセキュリティ法（下位法の制定を経て2025年5月30日より適用予定）が存在。

③企業のサイバーセキュリティ対策水準の整備・可視化

サイバー・エッセンシャルズ (UK Cyber Essentials)

- 英NCSCが全ての企業に対し、一般的なサイバー攻撃への防御策を提供することを目的として設計した、自己適合、第三者診断の二段階で構成される認証制度。
- 一部政府及び公的機関の調達において必須要件として課される場合がある。

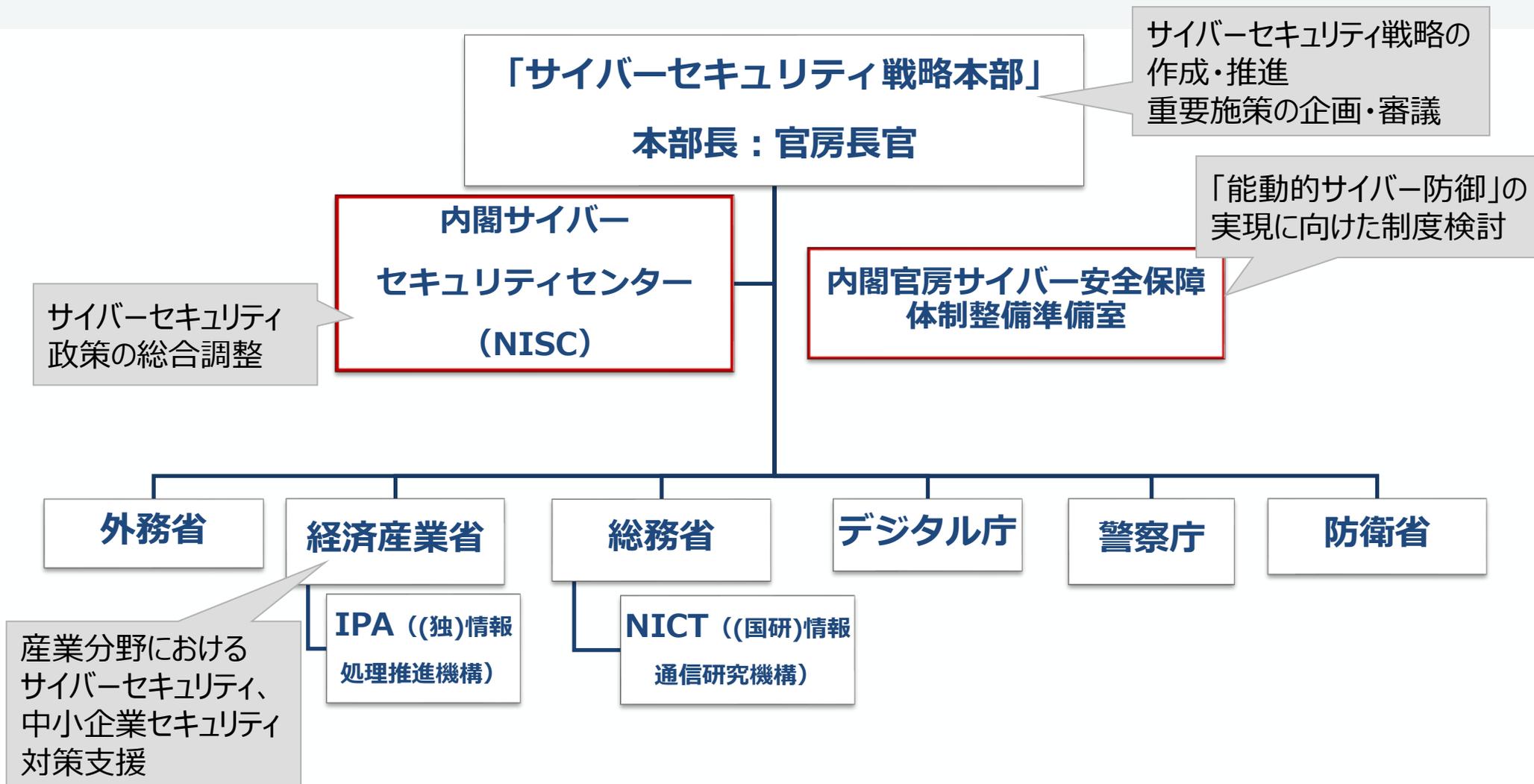
※豪州においても、すべての組織を対象とする4段階の基準（エッセンシャル・エイト）が存在。

※米国においても、米国防省がその請負業者等と共有する機密性の高い情報の保護を目的に設計したサイバーセキュリティ成熟度モデル認証（CMMC。2023年12月に2.0版が発効。）が存在。

2. 政府全体の体制とサイバー安全保障の議論

政府におけるサイバーセキュリティ政策の推進体制

- サイバーセキュリティ戦略本部（本部長：官房長官）の下、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）が総合調整を行い、各省が所管分野におけるサイバーセキュリティ政策を担う。



サイバー対処能力強化法及び同整備法の概要

趣旨

- 国家安全保障戦略（令和4年12月16日閣議決定）では、サイバー安全保障分野での対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させるとの目標を掲げ、①**官民連携の強化**、②**通信情報の利用**、③**攻撃者のサーバ等への侵入・無害化**、④**NISCの発展的改組・サイバー安全保障分野の政策を一元的に総合調整する新たな組織の設置**等の実現に向け検討を進めるとされた。
- 国家安全保障戦略に掲げられたこれら新たな取組の実現のために必要となる法制度の整備等について検討を行うため、サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議を開催（令和6年6月7日～11月29日）、「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた提言」を取りまとめ。
→ これらを踏まえ、「新法」及び「整備法」として必要な法制度を整備。

概要

官民連携（新法）

- 基幹インフラ事業者による
 - 導入した一定の電子計算機の届出
 - インシデント報告
- 情報共有・対策のための協議会の設置
- 脆弱性対応の強化

通信情報の利用（新法）

- 基幹インフラ事業者等との協定（同意）に基づく通信情報の取得
- （同意によらない）通信情報の取得
- 自動的な方法による機械的情報の選別の実施
- 関係行政機関の分析への協力
- 取得した通信情報の厳格な取扱い
- 独立機関による事前審査・継続的検査 等

- 分析情報・脆弱性情報の提供等

アクセス・無害化措置（整備法）

- 重大な危害を防止するための警察による無害化措置
- 独立機関の事前承認・警察庁長官等の指揮 等
(警察官職務執行法改正)
- 内閣総理大臣の命令による自衛隊の通信防護措置
(権限は上記を準用)
- 自衛隊・在日米軍が使用するコンピュータ等の警護（
権限は上記を準用） 等
(自衛隊法改正)

組織・体制整備等（整備法）

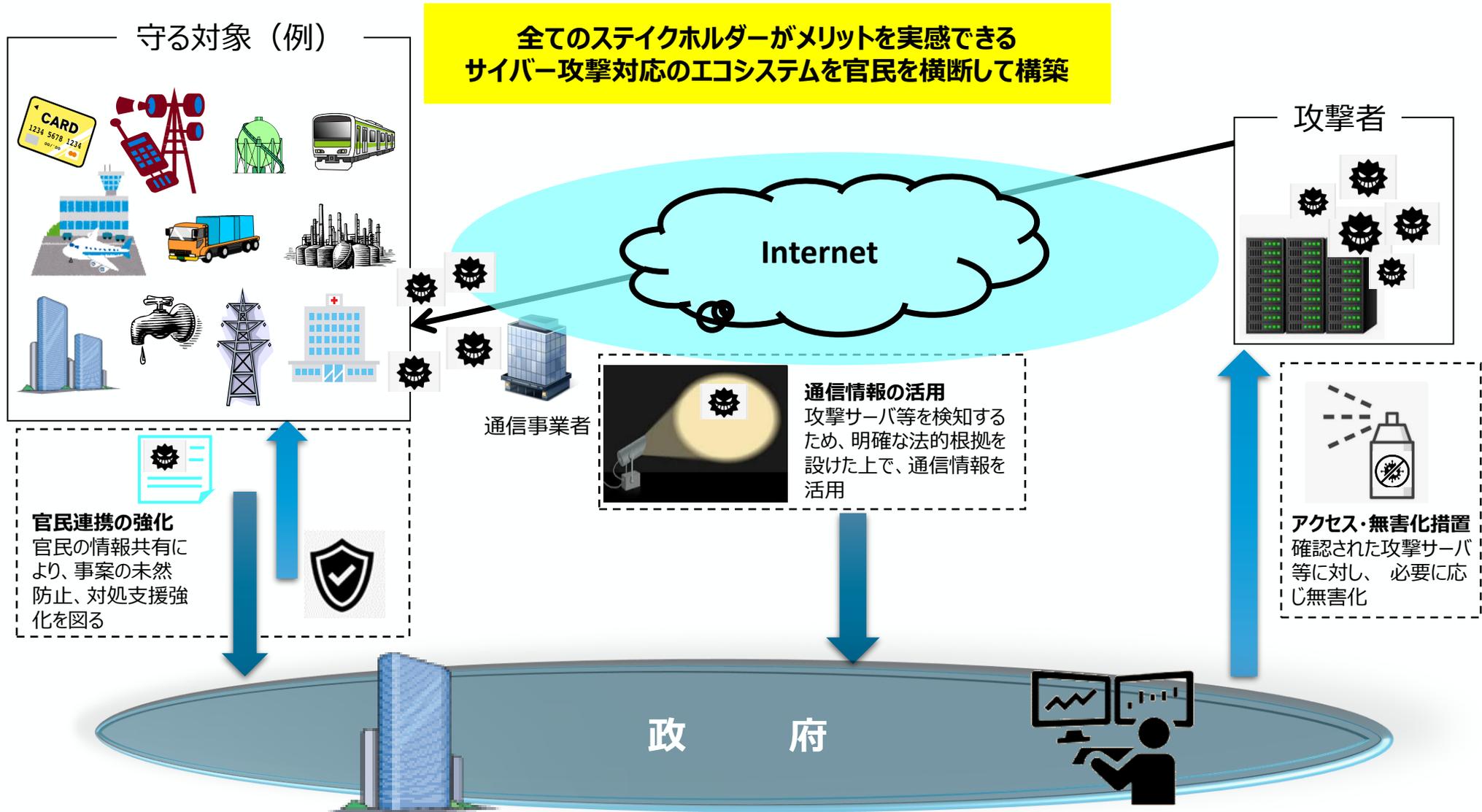
- サイバーセキュリティ戦略本部の改組 (サイバーセキュリティ基本法改正)
- サイバーセキュリティ戦略本部の機能強化 (サイバーセキュリティ基本法改正)
- 内閣サイバー官の新設 (内閣法改正) 等

施行期日

公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日 等

全体イメージ

「国民生活の基盤をなす経済活動」や「社会の安定性」をサイバー攻撃から守るため、能動的なサイバー防御を実施する体制を整備する。



3. サイバーセキュリティ政策の進捗と今後の方向性

新たなサイバーセキュリティ政策の全体像及び今後の方向性

- NISCをはじめ関係省庁との連携の下、サイバーセキュリティ市場における**需要拡大と供給力強化**に向けた取組や、**国際的な制度調和と国内での調達要件化促進、サイバー情勢分析能力強化**を図っていく。

① サプライチェーン全体での対策強化

- サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク（CPSF）の具体化・実装
- 我が国半導体関連産業におけるセキュリティ対策水準の向上を通じた競争力確保
- 地域における中小企業支援の拡大（サイバーセキュリティお助け隊サービスの普及促進等）
- サプライチェーン対策評価制度の構築（対策水準の可視化）等 ⇒ **政府調達・補助金の要件化等を通じた実効性強化**



② セキュア・バイ・デザインの実践

- IoT製品におけるJC-STARの普及、国際制度調和の調整
 - SBOM（Software Bill of Materials）の活用促進、安全なソフトウェアの開発に向けた指針の整備
 - サイバーインフラ事業者の責務の明確化
- ⇒ **国際連携を前提とした制度構築と政府調達等要件化を通じた制度の普及**



③ 政府全体でのサイバーセキュリティ対応体制の強化

- IPAのサイバー情勢分析能力強化
- 改正保安3法を踏まえたサイバー事故調査体制の構築
- サイバー攻撃技術情報の共有促進 等



⇒ **官民のサイバー状況把握力・対処能力向上と関係省庁との連携**

④ サイバーセキュリティ供給能力の強化

- サイバーセキュリティ産業振興のための政策パッケージの推進
- 先進的サイバー防御機能・分析能力の強化
- 重要インフラ等を守る高度セキュリティ人材の育成（中核人材育成プログラム）、若手人材発掘機会（セキュリティ・キャンプ）の拡大 等



⇒ **セキュリティ市場の拡大に向けたエコシステムの構築**

サプライチェーン全体での対策強化（施策の進捗）

SC対策強化

- 企業のセキュリティ対策の水準を可視化するサプライチェーン対策評価制度の検討や新たなガイドラインの策定を推進。
- サイバーセキュリティお助け隊サービスを始めとした中小企業向け施策の広報・発信に取り組み、同サービスの利用者数は約7,000件まで増加。

新たな制度・ガイドライン等の整備

中小企業向け
半導体関連
企業向け
地場ベンダ向け

- サプライチェーン企業の対策水準の可視化（中間整理）
- 中小企業に効果的なサイバーセキュリティの取組の整理
- 工場セキュリティガイドラインの改訂
- 半導体デバイス工場のOTガイドライン（素案）の策定
- 地域のITベンダーの能力向上に係る手引きの策定

中小企業向け施策等の広報・発信実績



確実な安心！中小企業のサイバーセキュリティお助け隊サービス

政府広報（ラジオ、雑誌、広告）を活用した普及啓発

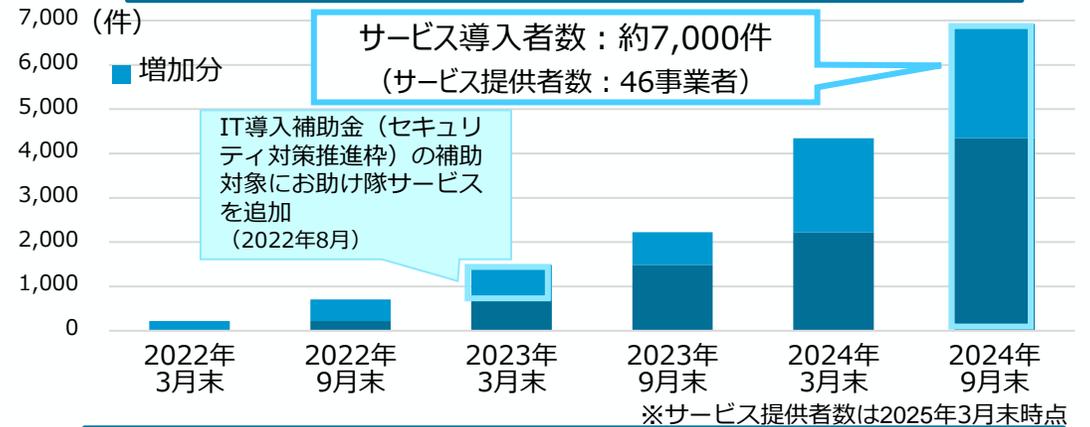


サイバーセキュリティお助け隊リーフレットを新たに作成し、関係省庁と連携して中小企業支援団体等に展開



経済産業省ウェブサイトの大規模な改修

「サイバーセキュリティお助け隊」利用件数



人材育成施策・地域ワークショップの支援実績

中核人材育成プログラム修了者数	435名(2017年～2024年)
情報処理安全確保支援士	23,751名(2025年4月時点)
セキュリティ・キャンプ参加者数	全国大会：1232名(2004年～) ネクストキャンプ：53名(2019年～) ジュニアキャンプ：11名(2023年～)
IPA セキュリティ講演者派遣	65件(2024年度)
IPA セキュリティセミナー支援	セミナー開催支援：26件 演習（経営者向けインシデント対応机上演習等）：14 18件(2024年度)

(参考) CPSFを軸とした各種ガイドライン等の整備 SC対策強化

- CPSFに沿って、対象者や具体的な対策を整理し、実践的なガイドラインを整備。

主なガイドラインや対策ツール

経営層

実務層 (共通)

実務層 (産業分野個別)

サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク (CPSF) (2019年4月)

サイバーセキュリティ
経営ガイドライン
(Ver3.0 : 2023年3月)

3層 : 協調的なデータ利活用に向けたデータ
マネジメント・フレームワーク
(ver1.1 : 2024年2月)

SW : OSS管理手法の事例集
(2021年4月)

2層 : IoTセキュリティ・セーフティ・フレームワーク
(2020年11月)

SBOMの導入に関する手引
(ver2.0 : 2024年8月)

ASM導入ガイダンス
(2023年5月)

可視化ツール
(ver2.1 : 2023年7月)

サイバーセキュリティお助け隊サービス
(2021年4月~)

ビル分野のガイドライン
(空調編 : 2022年10月)
(共通編第2版 : 2023年4月)

自動車分野のガイドライン
(第2.2版 : 2024年8月)

スマートホーム分野のガイドライン
(第1.0版 : 2021年4月)

電力分野のガイドライン
(小売電気事業者第1.0版 : 2021年2月)

...

工場分野のガイドライン
(第1.0版 : 2022年11月)
(スマート工場 : 2024年4月)
(重要性和始め方 : 2025年4月)

宇宙分野のガイドライン

宇宙分野のガイドライン
(第2.0版 : 2024年3月)

半導体分野のガイドライン
(策定中 : 2025年秋頃公開予定)

コンセプト

具体的対策

- 異なる取引先から様々な対策水準を要求される、外部から各企業等の対策状況を判断することが難しいといった課題に対応するため、サプライチェーンにおける重要性を踏まえた上で満たすべき各企業の対策を提示しつつ、その対策状況を可視化する仕組みを検討。
- 2025年4月に制度の概要を整理した中間とりまとめを公表。今後、実証事業等を通じた評価スキームの具体化や制度の利用促進のための施策の検討等を進め、2026年度中の制度開始を目指す。

構築する評価制度（現時点案）

成熟度の定義	三つ星（★3）	四つ星（★4）	五つ星（★5）※
想定される脅威	<ul style="list-style-type: none"> 広く認知された脆弱性等を悪用する一般的なサイバー攻撃 	<ul style="list-style-type: none"> 供給停止等によりサプライチェーンに大きな影響をもたらす企業への攻撃 機密情報等、情報漏えいにより大きな影響をもたらす資産への攻撃 	<ul style="list-style-type: none"> 未知の攻撃も含めた、高度なサイバー攻撃
対策の基本的な考え方	全てのサプライチェーン企業が最低限実装すべきセキュリティ対策： <ul style="list-style-type: none"> 基礎的な組織的対策とシステム防御策を中心に実施 	サプライチェーン企業等が標準的に目指すべきセキュリティ対策： <ul style="list-style-type: none"> 組織ガバナンス・取引先管理、システム防御・検知、インシデント対応等包括的な対策を実施 	サプライチェーン企業等が到達点として目指すべき対策： <ul style="list-style-type: none"> 国際規格等におけるリスクベースの考え方に基づき、自組織に必要な改善プロセスを整備した上で、システムに対しては現時点でのベストプラクティスに基づく対策を実施
評価スキーム	自己評価	第三者評価	第三者評価

政府調達や重要インフラ事業者等での活用推進

取引先からの対策要請による活用促進

利害関係者への情報開示による対話の促進

制度実現に向けた検討課題の例

- 国内外の関連制度・評価制度との整合性確保、相互認証
- 対策推進のための企業への支援の在り方（専門家の活用促進、中小企業支援策との連動、評価機関の支援）
- 下請法や価格転嫁に関する課題の整理
- 実効性の強化に向けた取組（政府機関等における調達要件化、サプライチェーン上の取引先や投資家等のステークホルダとの対話での活用等の促進）

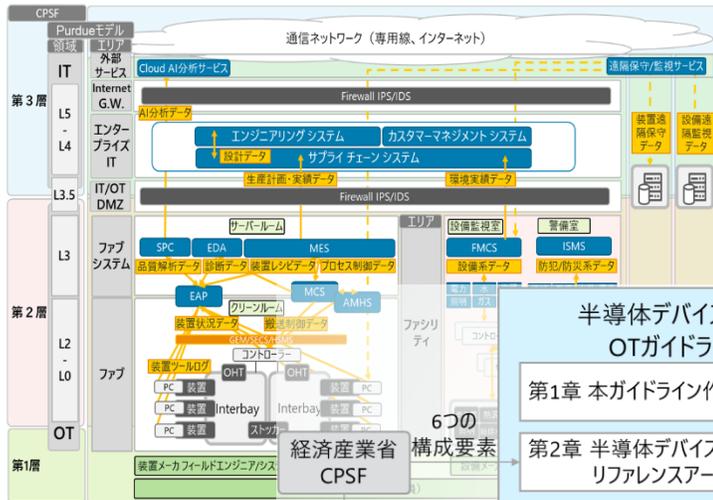
※ISMS適合性評価制度との制度的整合性、★3・4との整合性も踏まえ、対策事項を検討

※サプライチェーン間の結び付きが強固・複雑な自動車、半導体、主要製造業等において、優先的に本制度の利用を促進。

半導体関連産業のセキュリティ対策水準の強化

- 半導体関連産業の国内投資の促進が強力に進められているところ、継続的な半導体デバイス生産活動を確保し、知財・先端技術情報等を保護する観点からも、サイバーセキュリティ対策を進めることが重要。
- 2024年11月に、国際的な枠組みとの整合も念頭に置きつつ、半導体関連産業において求められるセキュリティ対策の具体化に向けた検討を開始。とりまとめた対策基準を経済産業省の投資促進関係施策の要件に紐付け、実効性を強化していく。

半導体デバイス工場におけるOTガイドライン（作成中）



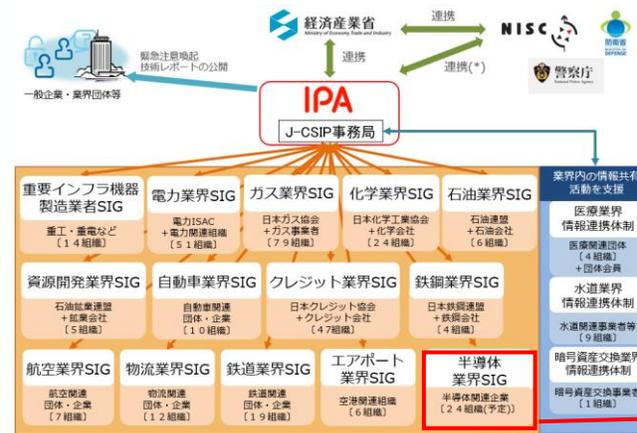
※半導体産業における国際的なセキュリティ規格との整合性も考慮しつつ作成中

半導体デバイス工場におけるOTガイドライン（案）

第1章 本ガイドライン作成の背景と目的	リファレンスモデル	IEC62443
第2章 半導体デバイス工場におけるリファレンスアーキテクチャ	対応するサブカテゴリ	NIST CSF2.0 半導体製造プロファイル <small>※ドラフト版が公表され意見募集中（2/27-5/30）</small>
第3章 半導体デバイス工場の特徴とリスク源及び関連フレームワークの対策項目の整理	対応する対策項目	SEMI E187 半導体製造リファレンス
第4章 具体的対策事例		
Appendix A. NIST CSF2.0半導体製造プロファイルとCPSFの対比表 B. 用語/略語		

※英訳版も作成し60日間のパブリックコメントを経て2025年秋頃公表予定

J-CSIP（サイバー情報共有イニシアティブ）半導体SIGの組成



J-CSIP
Initiative for Cyber Security Information Sharing Partnership of Japan

高度な標的型サイバー攻撃に関する情報共有の取組。業界ごとにサブグループとしてSIG*を組成。IPAは、情報集約と共有のコーディネーションを担当。
*Special Interest Group

参加業界数：17、SIG参加組織数：319（2025年4月現在）

半導体業界SIGを2025年3月に発足

IPA ICSCoE 中核人材育成プログラムへの参加呼びかけ

- OT（制御技術）とIT（情報技術）の知見を結集させた世界レベルのサイバーセキュリティ対策の中核拠点、1年を通じた集中トレーニング
- 電力、石油、ガス、化学、自動車、鉄道分野等の企業から1年間派遣（第1期：76人、第2期：83人、第3期：69人、第4期：46人、第5期：48人、第6期：48人、第7期：65人、第8期：57名）

中小企業支援施策の全体像

- 中小企業等が抱える主な課題：「サイバーセキュリティ対策の必要性を感じない」「何をすれば良いか分からない」「十分にコストをかけられない」
- 経済産業省では、地域の支援機関等とも連携しながら、中小企業等それぞれの課題・ステップに沿った施策を推進している。

SECURITY ACTION

セキュリティ対策のきっかけづくり。中小企業自らが、セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度。約40万者の中小企業が宣言。



情報セキュリティ
5か条に取り組む

情報セキュリティ自社診断
を実施し、基本方針を策定

⇒セキュリティ対策の
きっかけづくり

サイバーセキュリティお助け隊サービス

相談窓口、システムの異常の監視、緊急時の対応支援、簡易サイバー保険など各種サービス内容を要件としてまとめた基準を満たすワンパッケージサービス。（2025年3月時点で46事業者）



IT導入補助金に
「セキュリティ対策推進枠」
を創設
令和7年より支援拡充

⇒必要最低限の対策を実行
(監視、駆付け、保険)

中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン

経営者編と実践編から構成されており、個人事業主や小規模事業者を含む中小企業等による活用を想定し、具体的なセキュリティ対策を示したガイドライン。

すぐに使える「情報セキュリティ基本方針」や「情報セキュリティ関連規程」等のひな形、インシデント対応、クラウド活用に関する手引き等を収録。



経営者向けの
解説

経営者が認識すべき3
原則と実施すべき重要7
項目を解説

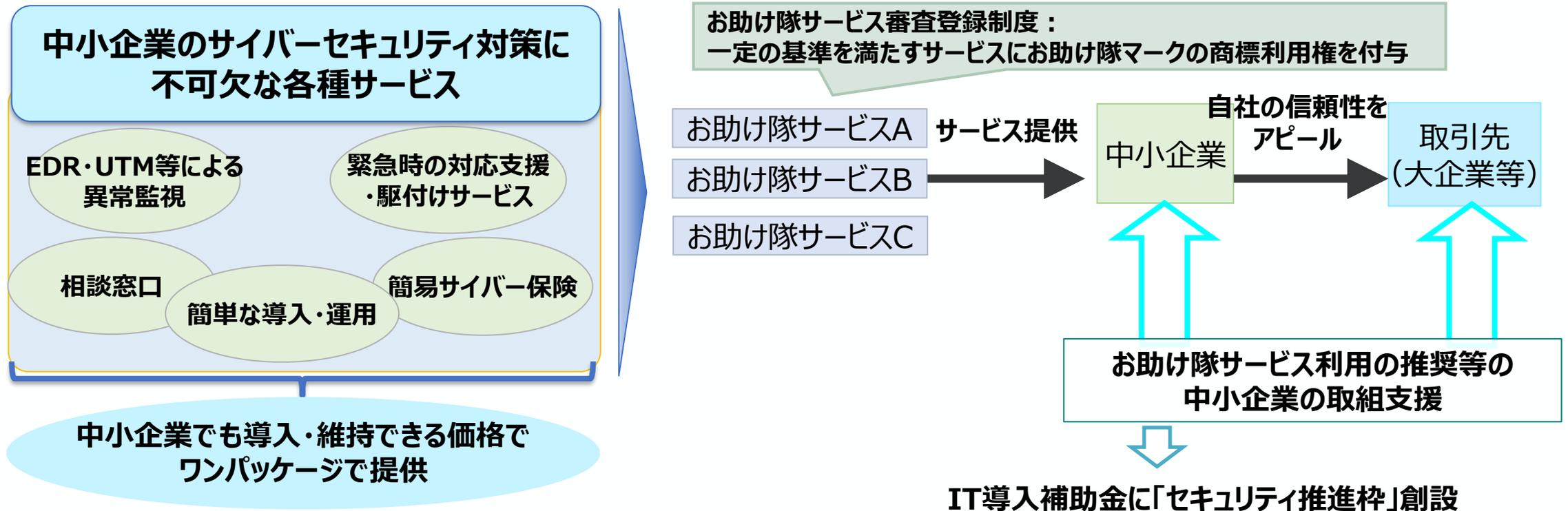
実践者向けの
解説

企業のレベルに合わせて
段階的にステップアップで
きるような構成で解説

⇒自社の状況に即したより実効的
な取組の検討・実行

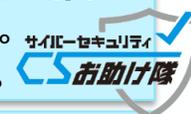
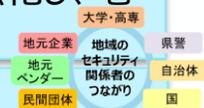
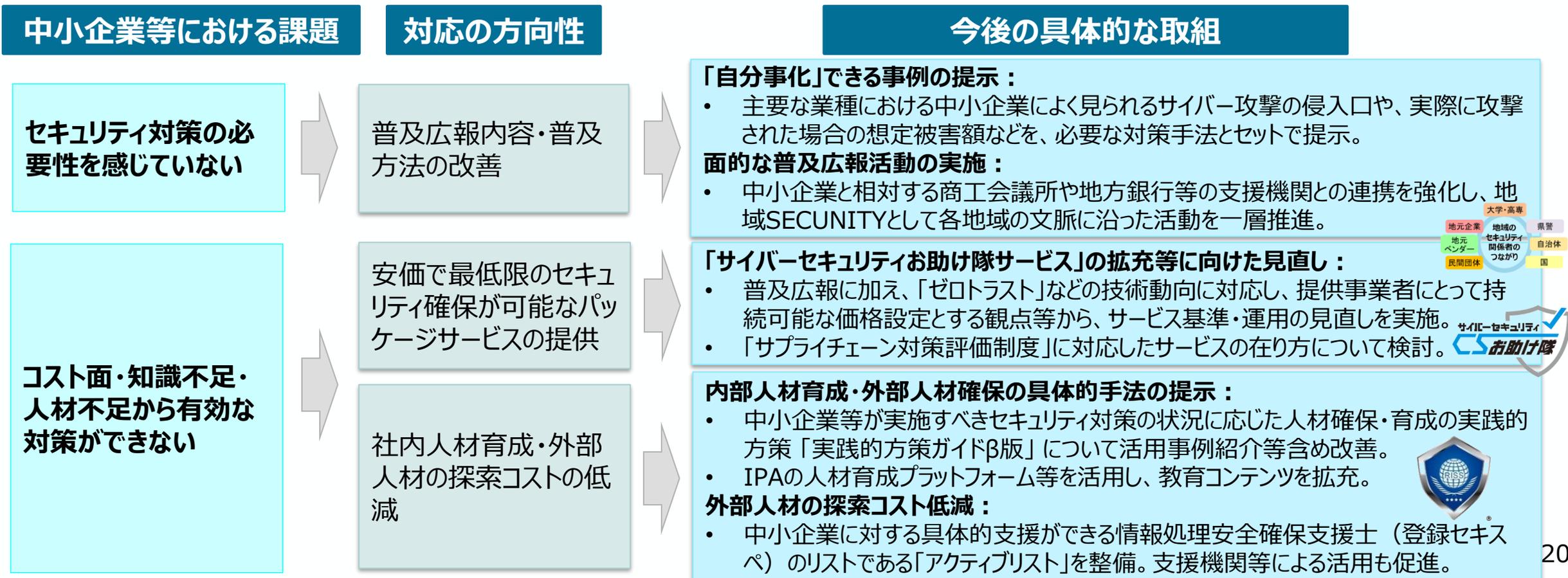
サイバーセキュリティお助け隊サービス

- サイバーセキュリティお助け隊サービスは、中小企業のサイバーセキュリティ対策に不可欠な各種サービス（見守り、駆付け、保険）をワンパッケージで安価（例：月額1万円以内）に提供するサービス。
- 全国46事業者がサービスを提供しており、約7,000件の利用実績（2024年9月末時点）がある。
- IT導入補助金「セキュリティ対策推進枠」を活用することで、最大150万円まで、導入費用の1/2（小規模事業者は2/3）の補助を受けられる。



中小企業等向けの支援の一層の強化

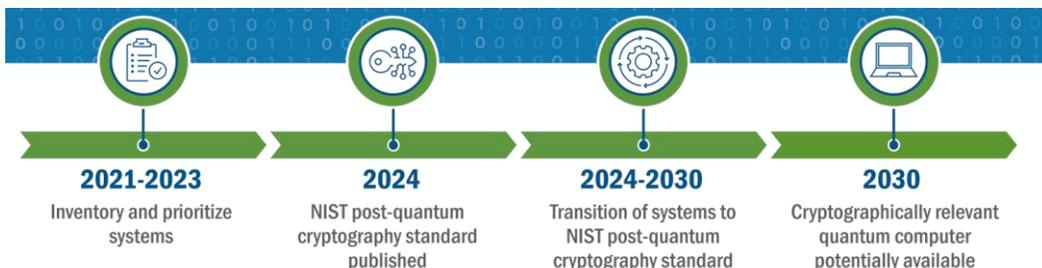
- サプライチェーン全体でサイバーセキュリティ対策を強化するためには、中小企業等におけるセキュリティ対策の一層の促進が不可欠。一方、**セキュリティ対策の必要性に対する認識不足や十分なリソースの確保の困難性**といった課題も存在。
- こうした中小企業等に対し、**必要性喚起・施策の普及広報の強化**とともに、「**サイバーセキュリティお助け隊サービス**」の拡充や**セキュリティ人材とのマッチングスキームの構築**など支援策を一層強化する。



- 量子コンピュータの進展による既存暗号の危殆化のリスクに備え、米国をはじめとした各国において、**耐量子計算機暗号（PQC）への移行に係る検討**が進められている。
- 我が国においても、技術的課題、安全保障、国際連携等の多様な視点から、**社会全体におけるPQCへの移行を進めるための道筋を描く**ことが必要。経済産業省としても、産業界における移行促進策の検討や関連技術の開発など、産業政策的観点から政府全体の**検討に貢献**していく。
- CRYPTRECにおいて、電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）へ順次PQCを掲載するため、2025年度中に**PQCの安全性評価・実装性能評価を開始**予定。

米国におけるPQCへの移行に向けた動向

- 米国大統領令（2022年5月4日署名）を通じ、連邦政府の暗号システムをPQCへ移行し、**2035年までに量子リスクを最大限解消する方針及びタイムラインを提示**。
- 米国の国立標準技術研究所（NIST）において、**PQCの標準化作業**が進められており、2024年8月に3つの方式が連邦情報処理標準のFIPS 203, 204, 205として最終承認され、FIPS206についても引き続き標準化が進められている。



(出典) 米国国土安全保障省 “[Preparing for Post-Quantum Cryptography: Infographic](#)”

CRYPTRECにおける活動状況

「耐量子計算機暗号の研究動向調査報告書」「CRYPTREC 暗号技術ガイドライン（耐量子計算機暗号）」（2022年3月）

- PQCとして署名・守秘・鍵共有を扱い、格子、符号、多変数、同種写像、ハッシュベースについて調査

「耐量子計算機暗号の研究動向調査報告書」「CRYPTREC 暗号技術ガイドライン（耐量子計算機暗号）2024年度版」（2025年3月）

- PQCの範囲を明確化し、PQC導入のアプローチとして、プライオリティ設定、クリプトグラフィックアジリティ、ハイブリッド構成を整理し、FIPS 203, 204, 205についての記述を追記する等のアップデートを実施

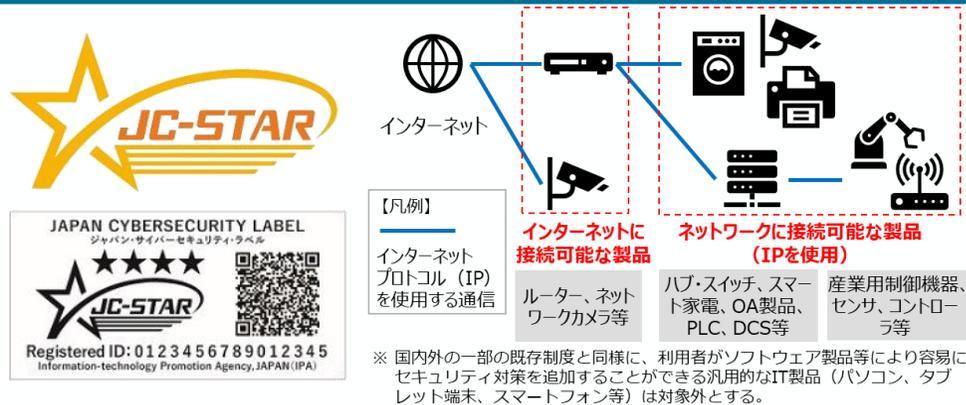
「2025年度暗号技術評価委員会活動計画」（2025年3月）

- 安全性等が確認されたPQCを推奨候補リストに順次掲載できるよう、諸外国において多くの専門家による検証を経て決定された方式（例：FIPS 203, 204, 205）について、安全性評価・実装性能評価等の検討を開始

(出典) [CRYPTREC 2024年度 第1回 暗号技術検討会資料](#)

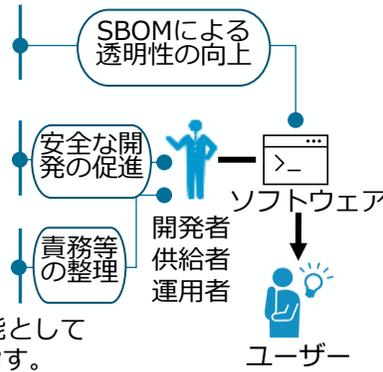
- IoT製品のセキュリティ対策レベルを評価・可視化する取組として、IoTセキュリティ適合性評価制度（通称：JC-STAR）を2025年3月に開始（まずはIoT製品共通の最低限の基準（★1）を開始）。
- 我が国政府や米国等も含めた17カ国で共同署名をしたセキュア・バイ・デザインのガイダンスも踏まえ、セキュアなソフトウェアの開発・流通に向けた取組の具体化も実施。
- これらの取組・制度について、G7をはじめとする関係国との調和を図るべく、議論も進展。

JC-STAR制度（ロゴ・ラベル、対象製品の概要）



セキュアなソフトウェア開発・流通に向けた取組

- SBOM（ソフトウェア部品構成表）の導入促進に向けた手引きver2.0（2024年8月）
 - 安全なソフトウェア開発のための事業者向けガイダンスの中間整理（2025年3月）
 - サイバーインフラ事業者（※）が果たすべき責務等を整理したガイドライン案（2025年3月）
- （※）サイバーインフラ事業者とは、一定の社会インフラの機能としてソフトウェアの開発・供給・運用を行っている事業者を指す。



IoT製品及びソフトウェアに関する関係国との制度・取組調和に向けた成果文書



（首脳コミュニケ、2024年6月） ※IoT・ソフトウェア

信頼性のあるサイバーセキュリティ上安全な製品の相互認証制度の確立に向けた方策を迅速に模索する。
... 製造者に対し...セキュアバイデザイン及びセキュアバイデフォルトとすることを強く促す。



（首脳ファクトシート、2024年4月） ※IoT

日米両国は、IoTのサイバーセキュリティ・ラベリング制度の相互承認を達成するための行動計画を策定するため、関連する専門家による作業部会を設置する予定である。



（首脳声明、2024年9月） ※ソフトウェア

安全なソフトウェア開発要件及び認証の追求に向け...これらの要件の国際調和を図ることで、政府ネットワーク用のソフトウェアの開発、調達及び利用の安全性確保...

IoTセキュリティラベリング制度（JC-STAR）の運用開始

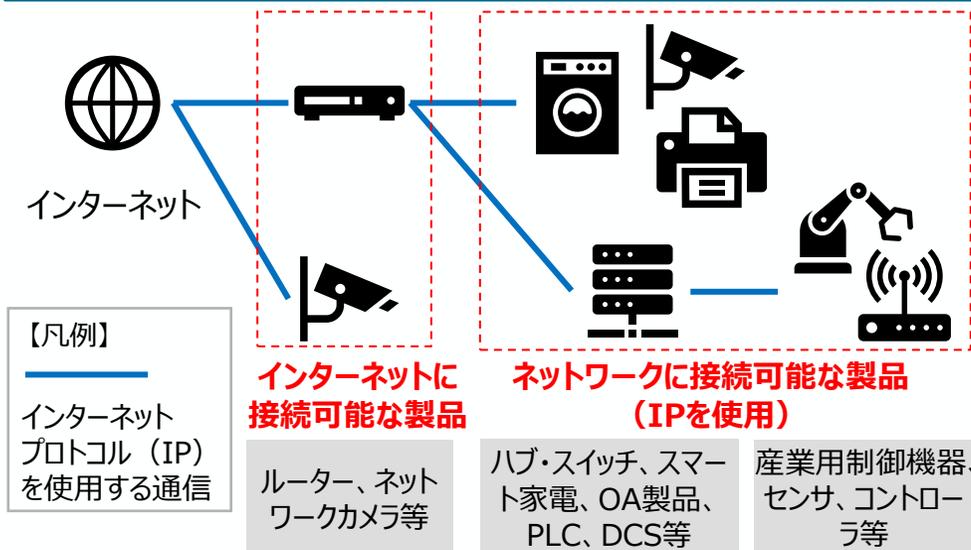
- JC-STARのうち対象製品共通の**最低限の基準（★1）**の申請を2025年3月25日より運用開始。
- 政府調達による活用が特に見込まれる**通信機器とネットワークカメラ**について、2025年度中に、**より高度な基準（★2以上）**を策定するとともに、その他の製品の高度な基準の検討も順次実施。
- 最低限の基準（★1）を含め、**政府調達の要件化等**を通じた地方公共団体、重要インフラ事業者、その他民間企業等への**普及展開**を図るとともに、中小ベンダへの負担軽減策等についても検討を進めていく。
- **外国制度との相互承認**に向け、関係国との調整を加速化する。

制度名称・ロゴ・ラベル

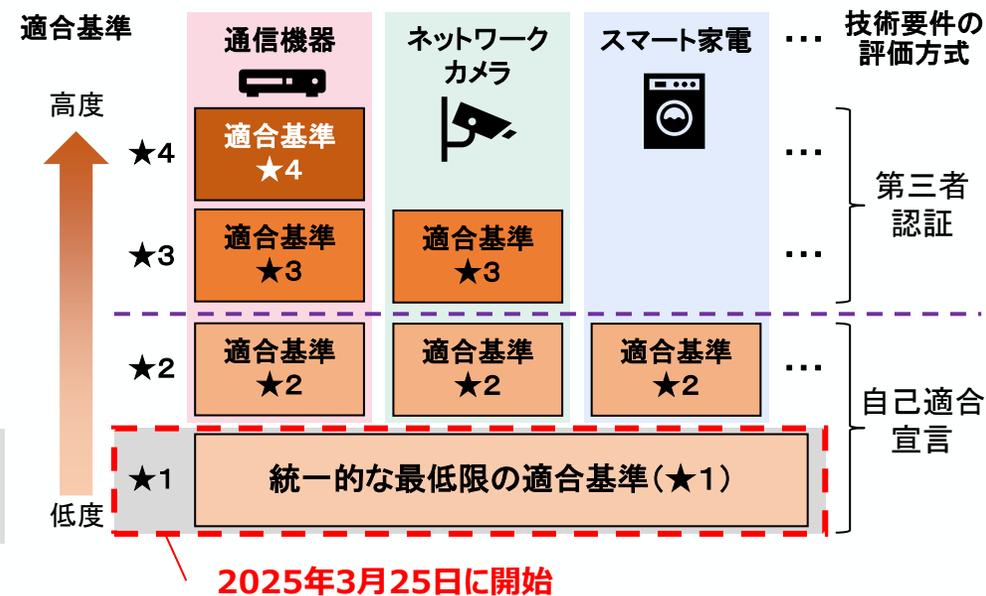
セキュリティ要件適合評価
及びラベリング制度
JC-STAR
(Labeling Scheme based on
Japan Cyber-Security Technical
Assessment Requirements)



対象製品の概要



制度の概要（イメージ）



※ 国内外の一部の既存制度と同様に、利用者がソフトウェア製品等により容易にセキュリティ対策を追加することができる汎用的なIT製品（パソコン、タブレット端末、スマートフォン等）は対象外とする。

ソフトウェア管理に向けたSBOMの活用促進

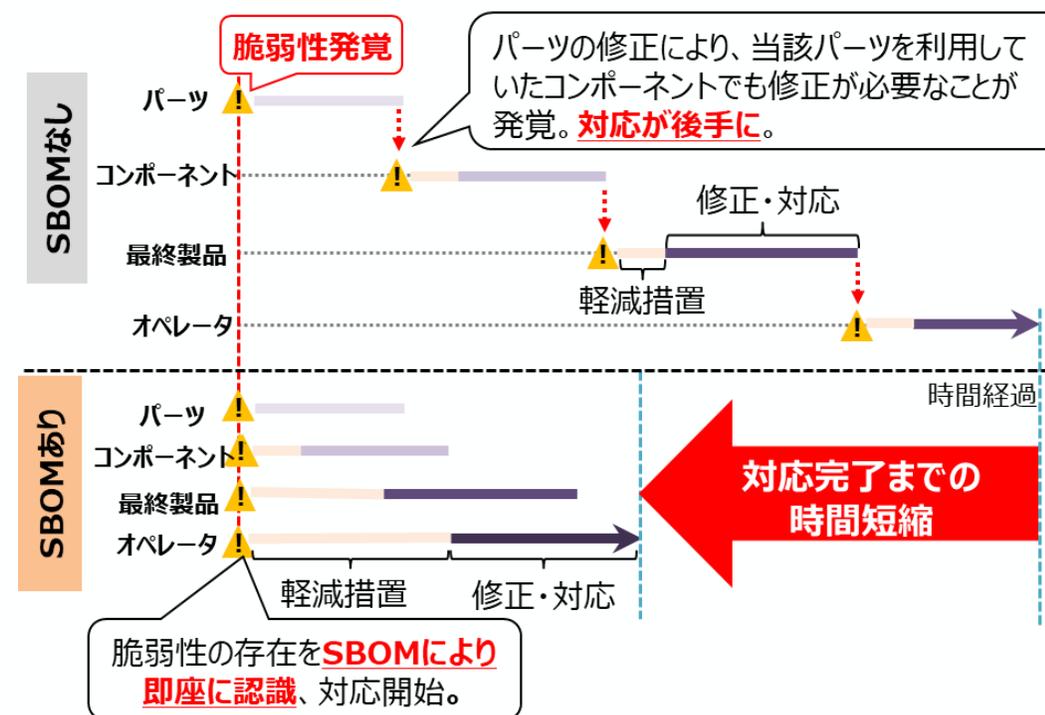
- SBOM (Software Bill of Materials) とは、**ソフトウェアの部品構成表**のこと。ソフトウェアを構成する各コンポーネントを誰が作り、何が含まれ、どのような構成となっているか等を示す。SBOMによりソフトウェアの構成情報の透明性を高めることで詳細を把握することができ、ライセンス管理や脆弱性対応への活用が期待される。
- 2023年7月、SBOMに関する基本的な情報や導入に向けた実施事項のポイントを示した「**ソフトウェア管理に向けたSBOMの導入手引**」を公表。
- 2024年8月に改訂版を公表。主な改定ポイントは、①**脆弱性管理プロセスの具体化**、②「**SBOM対応モデル**」の追加、③「**SBOM取引モデル**」の追加。

<SBOMイメージ>



サプライヤ名	コンポーネント名	バージョン	製品URLなど	...
A会社	ソフトウェアA	Ver1.0
A会社	...ソフトウェアa	Ver2.1
B会社	...ソフトウェアb	Ver5.3
C会社	...ソフトウェアc	Ver1.2

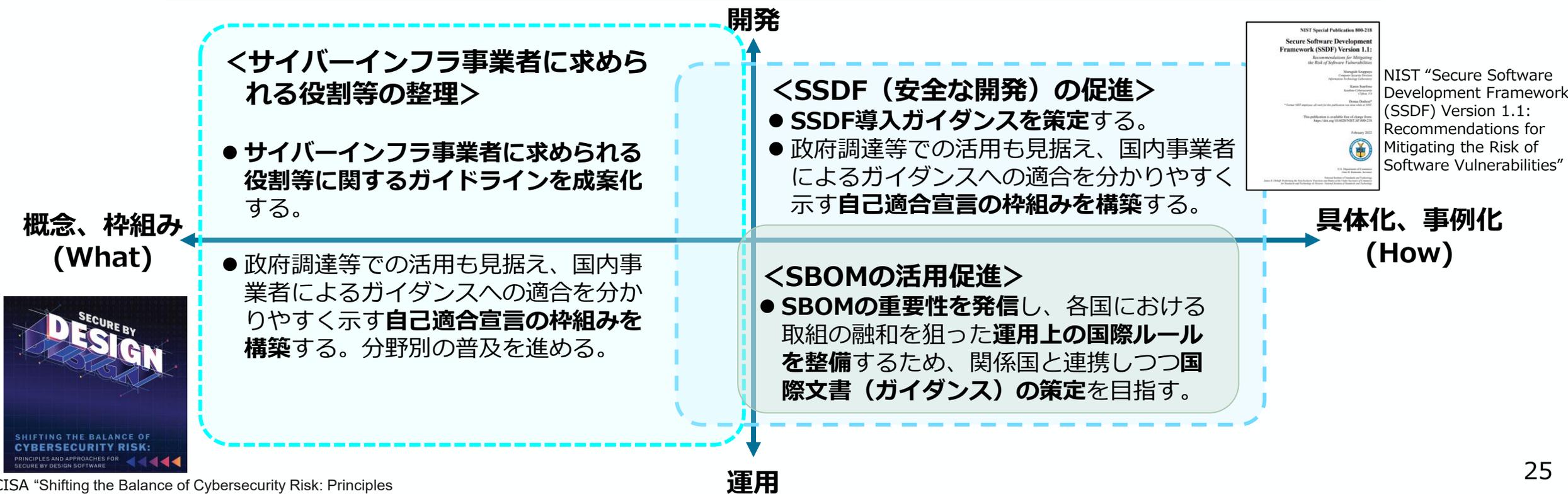
<SBOMの導入効果：脆弱性発覚から復旧までの時間を短縮>



ソフトウェアのセキュリティ確保

- 2025年度内に**関連するガイドラインの成案化**を進めつつ、**自己適合宣言の枠組み構築**・**政府調達**の要件化等を通じて、それらの活用を促していく。
- 同時に、それら成果物を海外に発信し、**我が国が主導**する形で**国際ルールの整備**につなげていく。

ソフトウェアのセキュリティ確保に関するガイドライン等の位置付け及び今後の対応



<参考> サイバーインフラ事業者に求められる役割等に関する ガイドライン（案）（2025年3月公表）の全体概要と今後の取組例

ガイドライン（案）の背景

- ソフトウェアとそのサプライチェーンに潜む脆弱性を悪用するサイバー攻撃が増加
- NISC等も共同署名したセキュア・バイ・デザイン／デフォルトなどデジタル製品・サービスにおけるサイバーセキュリティ対策の強化に関する制度整備が加速

ガイドライン（案）の趣旨

- 諸外国の取組と整合した、ソフトウェアを利用してサイバーインフラを提供する「サイバーインフラ事業者」の対応を整理することが求められているところ、事業者及び関係者がサイバーセキュリティ対策の実効性を確保するために参考となる考え方を示すもの

今後の取組例

- 活用促進に向けた自己適合宣言等の制度検討、ツール類の整備、広報活動などを検討

ガイドライン（案）の概要

6つの責務 サイバーセキュリティに関するレジリエンス向上のため、認識すべき基本理念	6つの要求事項 サイバーセキュリティに関するレジリエンス向上のため、共通して取り組むべきサイバーセキュリティ対策	対象組織
セキュリティ品質を確保したソフトウェアの設計・開発・供給・運用	セキュアな設計・開発・供給・運用	サイバーインフラ事業者 (ソフトウェア開発ベンダー、ソフトウェア販売会社、ソフトウェア運用ベンダー等) + 関係機関 (行政機関、関連業界団体)
ソフトウェアサプライチェーンの管理	ライフサイクル管理、透明性の確保※	
残存脆弱性への速やかな対処	残存する脆弱性の速やかな対処	
ソフトウェアに関するガバナンスの整備	人材・プロセス・技術の整備	
サイバーインフラ事業者・ステークホルダー間の情報連携・協力関係の強化	サイバーインフラ事業者・ステークホルダー間の関係強化	
顧客の経営者のリーダーシップによるリスク管理とソフトウェア調達・運用	顧客によるリスク管理とセキュアなソフトウェアの調達・運用	顧客

※「ライフサイクル管理、透明性の確保」のうちSBOM関連の内容については、経済産業省の「ソフトウェア管理に向けたSBOM（Software Bill of Materials）の導入に関する手引ver2.0」を参考とすることができる。

<参考> SSDF導入ガイダンス案（中間整理）概要（2025年3月公表） **SBDの実践**

背景・目的

- セキュリティ実現の中核となるソフトウェア・セキュリティについて、経験知を集約した体系的、包括的な取組みが重要。
- QUAD共同原則において、政府調達方針としてセキュア・ソフトウェア開発プラクティスの導入に合意。
- NIST SSDFは、汎用的で、抽象度が高いため、組織に実践導入する上で具体策が明確ではないなど課題が大きい。
- SSDFを企業現場に導入するための手順、方法を示す。

対象読者

- ソフトウェア（パッケージ、サービス、機器組み込みなど）を開発提供するベンダー
- ソフトウェアを調達する事業者

※ 産業分野、開発言語、利用技術、開発プロセスに依らず幅広い領域の事業者

SSDF導入の意義・メリット

- **体系的な対策による脆弱性の解消**
経験知を集約した体系的なフレームワークによる網羅的な対策による弱点の解消する。
- **可視化を通じた説明責任の向上（アシュアランスの向上）**
調達者、供給者の双方にとって、開発手法を可視化・把握できるようにし、説明責任の向上（不確実なリスクの低減）を図る。
- **共通言語によるステークホルダー間の理解促進**
産業分野、開発言語、開発プロセスに依存しない共通言語を提供し、ステークホルダー間の理解・コミュニケーションを促進する。
- **プロセスの効率化**
組織・ツール環境の整備によるセキュリティ・プロセスの効率化を実現する。

SSDF導入プロセス

プロセスの全体像

1. 要求分析

2. 現状把握

3. タスク達成レベルの定義とギャップ分析

4. タスクの実践

5. 達成度評価

6. 自己適合宣言

ステップアップサイクル

フェーズ 1 要求分析

- 提供する製品・サービス群の用途・利用環境を想定し、事業領域におけるソフトウェアに対する要求と基本方針を明確化する。

フェーズ 2 現状把握

- 現在導入済のガイドライン等を特定し、SSDF×国内ガイドラインマッピング表をもとにSSDFタスク項目への対応済/未済の状況を把握する。

フェーズ 3 タスク達成レベルの定義とギャップ分析

- タスクの達成レベルとプラクティス案を参考に、要求分析に基づき対象製品・サービスについて目指すタスクレベルを設定し、現状との比較からタスク実施能力の不足について明らかにするためギャップ分析を行う。
- アカウンタビリティアプローチの提示。

フェーズ 4 タスクの実践

- 設定したタスク達成レベルに対して実施能力が不足するタスクについては、タスクの達成レベルとプラクティス案や、関連する国内ガイドライン、付録のSSDF導入実証などを参考に設定したタスクの管理策を実践する。

フェーズ 5 達成度評価

- タスク達成レベルとプラクティス案に基づき、タスクの実践結果を比較することにより、タスク達成レベルを評価判定し、タスク達成レベルの目標設定と乖離がある場合、妥当性の評価を行う。

フェーズ 6 自己適合宣言

- 必要に応じて、フェーズ 5 までの実施内容に基づき、CISA等の自己適合宣誓フォームに基づき宣誓書を作成する。

政府全体のサイバーセキュリティ対応体制の強化・ サイバーセキュリティ供給能力の強化（施策の進捗）

CS体制強化

- サイバー攻撃が高度化する中、IPAのサイバーレスキュー隊（J-CRAT）を通じた標的型サイバー攻撃（APT）等の初動対応支援や情報分析・共有体制等の強化を実施。
- 2024年7月に経済安全保障重要技術育成プログラムでの大規模な研究開発を開始。2025年3月には「サイバーセキュリティ産業振興戦略」をとりまとめ。

IPA/J-CRAT活動実績

年度	2021	2022	2023	2024
相談・情報提供数	375	330	366	431
支援数	94	163	173	210
オンサイト支援数	9	43	65	81
アクティブレスキュー数	—	—	100	106

「サイバーセキュリティ産業振興戦略」のとりまとめ

- 背景：**
サイバーセキュリティ対策の必要性が高まる中、需要の拡大に見合った供給力を確保するため、我が国セキュリティ産業の振興が不可欠。
- 主な政策対応：**
 - ①スタートアップ等の実績作り／有望な製品・サービスの認知度向上
 - ②有望な技術・競争力のある製品・サービスの創出、発掘の容易化
 - ③供給力拡大を支える高度人材の確保、国際市場展開の促進
- KPI：**10年以内に国内企業の売上高約3兆円超（足下は0.9兆円）

情報共有枠組みの構築



IPAがAPT攻撃等の重大なサイバー攻撃に関する情報共有を行う情報ハブ（集約点）の役割を担うサイバー情報共有イニシアティブ（J-CSIP）において2025年3月に半導体業界SIG、2025年4月に暗号資産交換業界情報連携体制新たに組成

経済安全保障重要技術育成プログラム （サイバー空間の状況把握・防御技術の向上及び共通基盤の整備）

研究開発の体制



- 防衛省・経済産業省・IPAによる包括的な連携協定（令和6年12月）
- ①自衛隊によるIPAの取組への参画等を通じた産業界向けセキュリティ支援、②情報提供等を通じた防衛産業との連携強化、③三者間の新たな協議体（枠組み）の設置について3者で共同して推進。

IPAにおけるサイバー情報集約・情勢分析能力の強化 CS体制強化

- 国家安全保障戦略に基づく対応を強化すべく、IPA第五期中期目標において、「**サイバー状況把握力**」を強化し、**国家の安全保障・経済安全保障の確保に貢献**する旨を明記。
- 今後、**経済インテリジェンス収集力の強化**等によりサイバー情報の集約・情勢分析機能や対処支援能力の一層の強化を図るとともに、今通常国会で成立した**サイバー対処能力強化法に基づく業務への対応**により、**政府全体のサイバー安全保障体制の強化に貢献**していく。

サイバー情勢集約・分析機能の強化に向けて進展中の取組

- IPAが有する産業界とのネットワーク、セキュリティ対策に係る各種制度を駆使し、**産業分野のセキュリティ・リスク情報（サイバーインテリジェンス）集約のハブ**として機能を強化。
- 地政学や経済安全保障の専門家の協力も得つつ、経済活動に影響を及ぼすサイバーリスクを統合的に分析することにより、**産業分野に関する脅威評価のハブ**として機能。
- 政府機関、産業界の経営レベルと現場の双方との連携対話を強化し、**防御や抑止対応に資する情報共有／対応支援活動のハブ**として活動を推進。（ex. 重要インフラ事業者等に対するAPT攻撃に関するハントフォワード活動、主要産業に対するサイバー脅威情報の共有・注意喚起 等）



今後の取組の方向性

- <経済安全保障の実現に向けた取組への貢献>
 - サイバーインフラ分野における**経済インテリジェンス収集力の強化**
 - 経済的威圧に関する**サイバー版机上演習（TTX）**の実施
 - 対処機関との**人的交流・共同対処支援の促進**
 - サイバー情勢の提供のための**産業界との対話の枠組み**作り
- <セキュリティ産業振興の観点も踏まえた産業界の防御力強化>
 - **APT検知・テレメトリ運用システムの構築**（有望スタートアップ製品等の活用等も検討）
- <サイバー対処能力強化法への貢献>
 - 法定委託事務（届出・報告情報の整理・分析、注意喚起、脆弱性情報の取扱い等）実施のための**体制強化**
 - 製品開発者及び利用者における**脆弱性対策の実効性確保のための構造改善支援**（PSIRT構築等）
 - 基幹インフラ事業者に対する**早期警戒システムの実証**（SBOM連携等）
 - **企業組織向け相談窓口**の新規開設（2025年4月～）

「サイバーセキュリティ産業振興戦略」の今後の展開 CS能力強化

- 我が国へのサイバー攻撃の特異性に対応し安全保障を確保する等の観点から、**製品開発の出口をまず確保**した上で、**シーズの発掘・事業拡大を後押し**するなど、**包括的な政策対応**を2025年3月にとりまとめ。
- 「10年以内に国内企業の売上高を足下から3倍超」とのKPIの達成に向け、**具体的な取組を深化**させていく。

今後のロードマップ

■STEP 1（約3年以内）【裾野の拡大】

- ✓ J-Startup選定企業をはじめスタートアップ数の拡大を図る
- ✓ プロダクトを開発する「トップガン」人材の増加を図る

■STEP 2（約5年以内）【競争力の強化】

- ✓ 市場における我が国企業のマーケットシェア拡大を図る（とりわけ量子・AIなど先端的な技術への対応に資する技術の社会実装を進める）

■STEP 3（約10年以内）【安全保障・経済政策への貢献】

- ✓ 優れた製品・サービス・企業について、市場や社会的な影響力を強める
- ✓ ユーザー企業が、自社の状況やリスクに応じて様々な製品・サービスを選択できる環境を構築する
- ✓ 我が国特有の攻撃への対応や企業の海外進出を通じて安全保障・デジタル赤字解消にも貢献する

「サイバーセキュリティ産業振興戦略」後の主な対応

政府機関等による有望なセキュリティ製品・サービスの活用機会の提供

- 足下の取組として、まずは、IPAのセキュリティ分析・対処支援等において、**先進のスタートアップ製品・サービスを試行的に活用**。併せて、スタートアップの製品・サービスの試行的な活用を行う**政府機関等の主体・取組を拡大**

製品・サービスのセキュリティや信頼性を確認する制度の構築・運用

- JC-STARの適切な運用・制度拡張や「サイバーインフラ事業者に求められる役割等に関するガイドライン」「SSDF導入ガイダンス」を成案化／それらへの適合を確認する**枠組み構築**を含め、**必要な制度構築・活用促進に向けた施策**を検討

「トップガン」等のセキュリティ供給人材の確保に向けた新たな政策検討

- セキュリティ・キャンプの拡充や情報処理安全確保支援士（登録セキスペ）の**活用促進**を通じた高度専門人材育成を進めつつ、新製品・サービスを開発・導入・評価できる**セキュリティ供給人材の育成に向けた政策対応の在り方**についても検討

アジア太平洋地域への進出を見据えた我が国のセキュリティ政策の展開

- 日ASEAN政府間会合等を活用し、我が国企業が多く進出するアジア太平洋地域における**我が国のサイバーセキュリティ政策の普及・展開を推進**。我が国サイバーセキュリティ製品・サービス提供事業者の**海外進出を後押し**する素地を構築

先進的サイバー防御機能・分析能力強化のための研究開発

CS能力強化

経済安全保障重要技術育成プログラム「サイバー空間の状況把握・防御技術の向上及び共通基盤の整備」

- 高度かつ未知の攻撃にも対処可能な**攻撃の早期発見技術**や、AIを活用したシステムの脆弱性の検知・評価技術など**防御力向上に資する技術**の開発・社会実装に向け、**約300億円／5年の研究開発プロジェクト**を立ち上げ、2024年7月からプロジェクト開始。

実施体制

一般社団法人サイバーリサーチコンソーシアム

研究開発の体制

理事会

※FFRI、日立製作所、富士通、三菱電機、NTTから理事を選出

代表理事（FFRIセキュリティ 鶴飼社長）

一般社団法人
（サイバーリサーチコンソーシアム）

一般社団法人から再委託

大手民間企業、スタートアップ、大学・国研（計19者）も参画
※その他、情報通信研究機構等、関係機関とも連携

事業規模など

- 事業規模：290億円以下（2024年7月～2029年3月）
- 契約形態：委託事業

主な研究開発内容

1) サイバー空間の情報を収集・調査する状況把握力の向上

- アーティファクト分析技術／攻撃者からより多くの情報を獲得するための技術／高度かつ未知の攻撃にも対処可能な攻撃の早期発見技術

2) サイバー攻撃から機器やシステムを守る防御力の向上

- AIを活用した脆弱性探査技術／AI等を活用した防御能力の評価・向上技術／AIを活用したOTペネトレーションフレームワーク技術
- 耐量子計算機暗号技術／耐タンパー性向上技術

3) 共通基盤の整備

- 情報の効果的な連携に関わる技術
- 高度サイバー人材の評価・管理に関する技術

4) セキュアな量子情報通信技術の開発

- Y-00のデジタルコヒーレントの開発／Y-00の高速光ファイバ通信の開発／Y-00の高速光ワイヤレス通信の開発

セキュリティ対策を進めるための体制・人材の考え方

- セキュリティ体制構築・人材の確保の手引き（「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」付録F）
 - 企業経営者等向けに、自社でセキュリティ人材を確保し体制を整備するための実践的な指針を提示
- 人材確保・育成の実践的方策ガイド（β版）（中小企業の情報セキュリティ対策ガイドラインへの収録を想定）
 - 中堅・中小企業が実施すべきセキュリティ対策と必要な人材の確保策などを段階的に提示するとともに、セキュリティ対策に関する経営者へ向けたメッセージ、外部人材の活用方策や教育・訓練機会等も提示（令和7年度中に成案化予定）

セキュリティ人材の育成

○セキュリティ・キャンプ

- 若年層のセキュリティ人材発掘の裾野を拡大し、世界に通用するトップクラスの人材を育成・発掘



○中核人材育成プログラム（IPA/ICSCoE）

- OT(制御技術)とIT(情報技術)の知見を結集させた世界レベルのサイバーセキュリティ対策の中核拠点における、1年を通じた集中トレーニング



○情報処理安全確保支援士（登録セキスペ）

- サイバーセキュリティの確保を支援するための、セキュリティに係る専門的な知識・技能を備えた国家資格



○デジタル人材育成プラットフォームにおける教育コンテンツの提示・実践型教育（マナビDX）

○大学・高専等と産業界との連携

プラス・セキュリティ（※）の普及

※セキュリティを本務としない者が業務遂行にあたってセキュリティを意識し、必要十分なセキュリティ対策を実現できる能力を身につけること、あるいは身に着けている状態のこと

○地域SECURITYにおける人材育成

- セミナーの開催を通じた人材育成支援など、各地域でのセキュリティの「共助」に向けた取組を促進

○NISCにおけるモデルカリキュラム策定

- プラス・セキュリティ知識を補充できるプログラムの普及に向けて、教育事業者や社内研修の参考となるカリキュラムを公開

サイバーセキュリティ人材の育成促進に向けた検討会最終取りまとめ（要点）CS能力強化

- 我が国においてサイバーセキュリティ人材が不足しているとの声は多く、国内で約11万人不足しているとの民間調査結果※もある。
（出典）ISC2 Cybersecurity Workforce Study 2023
- サイバーセキュリティ人材の不足に対応するためには、トップ人材や高度専門人材から、地域の中小企業等でセキュリティ対策を推進する人材まで、各層の課題に応じた施策を戦略的に進めることが重要。
- このため、これまで一定の効果を生み出している既存の施策の拡充・改善をベースとして、実際に政策ニーズを有する組織の方へのヒアリング等も通じ、令和7年5月に政策対応の方向性を取りまとめ。今後も各施策の継続的な改善を実施。

対応の方向性

①セキュリティ・キャンプ※の拡充

- AI等の特定領域と掛け合わせた高度セキュリティ人材の育成を目的とする新たな「キャンプ」を実施
- 修了生の継続的な知見研鑽・社会還元・活躍状況共有等を目的とした「コミュニティ」を整備



※世界に通用するトップクラスの人材を育成・発掘する取組

②登録セキスペ※の活用促進

- 個社の状況に応じた個別相談・支援等が可能な登録セキスペのリスト（アクティブリスト）を整備し、中小企業支援機関等を通じて中小企業との人材マッチングを促進
- 所定の実務経験を有する者を対象に、資格更新時の講習のみなし受講制度を導入 等



※セキュリティに係る専門的な知識・技能を備えた国家資格（情報処理安全確保支援士）

③中堅・中小企業等における人材確保策の提示

- 中堅・中小企業が実施すべきセキュリティ対策に応じた人材確保・育成の実践的方策ガイドをβ版として整理
- 人材を「育成」する際に参照できる教材・資格等も提示

今後の取組

- 「セキュリティ・キャンプコネクト」として新たなキャンプを開催（令和8年春頃）
- 修了生向けコミュニティの活動開始（令和7年度中）

- アクティブリストの整備・運用開始（令和7年度中）
- 同リスト活用促進に向けた支援機関等との連携策具体化
- 省令改正により講習のみなし受講制度を創設（令和8年度中に制度開始想定）

- 中小企業に対するβ版の実証事業を実施等しながら成案化
※アクティブリストの活用方法も提示
- 中小企業向けセキュリティ促進施策との連携や広報資材の改善含め、普及活動を実施

目指す効果

- 「トップガン」人材育成スケール拡大（現状の2倍以上）
- セキュリティ人材のキャリアの魅力化

- 登録セキスペの活躍機会（中小企業のセキュリティ確保等の実務経験機会）増加
- 登録セキスペ資格更新時の負担軽減
- 中堅・中小企業におけるセキュリティ人材探索コストの低減
- 中堅・中小企業内での内部人材育成容易化

2030年までに登録セキスペ5万人
（2025年4月時点で約2.4万人）を達成

4. 産業界へのメッセージ

協力：

- 鴨田 浩明 株式会社 NTT データ ソリューション事業本部セキュリティ&ネットワーク事業部長
- 佐々木 弘志 フォーティネットジャパン合同会社 OTビジネス開発部部長 (IPA ICSCoE 専門委員)
- 政本 憲蔵 株式会社マクニカ セキュリティ研究センター長

※敬称略、五十音順

- 足下のサイバーセキュリティを取り巻く環境に鑑みれば、我が国においても一層の対策強化が求められる状況にある。
 - ① 急速に普及しつつある生成AIをはじめとするデジタル化の進展や世界的な地政学リスクの高まり、サイバー攻撃の深刻化・巧妙化などにより、サイバーリスクは高まっている。
 - ② このようなサイバー攻撃が、国民生活、社会経済活動及び安全保障環境に重大な影響を及ぼす可能性も大きくなっている。
 - ③ 米欧等においても産業界におけるサイバーセキュリティ対策強化に向けた制度整備の動きなどが活発化している。
- こうした状況を踏まえ、まずは、「経済産業省」として、デジタル時代の社会インフラを守るとの観点から、NISC等関係省庁との連携の下、以下の取組を進めていく。
 - ① 既存施策の普及・啓発活動の強化
 - ② 政府調達等への要件化を通じた実効性強化や、国際連携を前提とした制度構築、セキュリティ市場の拡大に向けたエコシステムの構築、官民のサイバー状況把握力・対処能力向上に向けた新たな施策
 - ③ 産業界からの意見聴取など、官民の協力関係の維持・発展を前提とした、取組の不断の見直し
- その上で、「サイバーセキュリティを実践する各企業・団体」、「ITサービス・製品提供事業者」、「被害組織を直接支援する専門組織」の皆様においては、我が国全体のサイバーセキュリティ対策水準強化の観点から、それぞれ次ページ以降に提示する対応をお願いしたい。

- 経営者の皆様におかれては、リーダーシップを取ってサイバーセキュリティ対策を推進していただくため、「**サイバーセキュリティ経営ガイドライン**」に沿った対応をお願いしたい。その中でも、最近の国内外の動向を踏まえ、特に以下の取組を強化していただきたい。

<サイバーセキュリティ経営ガイドライン（ポイント）>

1. 経営者が認識すべき3原則

- (1) 経営者が、**リーダーシップを取って対策を進める**ことが必要
- (2) 自社のみならず、**サプライチェーン全体にわたる対策**への目配り
- (3) 平時及び緊急時のいずれにおいても、**社内外関係者との積極的なコミュニケーション**が必要

2. 経営者がCISO等に指示すべき10の重要事項

リスク管理体制の構築	指示1 組織全体での対応方針の策定 指示2 管理体制の構築 指示3 予算・人材等のリソース確保
リスクの特定と対策の実装	指示4 リスクの把握と対応計画の策定 指示5 リスクに対応するための仕組みの構築 指示6 PDCAサイクルの実施による継続的改善
インシデントに備えた体制構築	指示7 緊急対応体制の整備 指示8 事業継続・復旧体制の整備
サプライチェーンセキュリティ	指示9 サプライチェーン全体の状況把握及び対策
関係者とのコミュニケーション	指示10 情報収集、共有及び開示の促進

1. セキュア・バイ・デザインの実践

- ITサービス・製品等提供事業者に対して**セキュリティ慣行を**求める（JC-STARラベル取得済み製品の優先購入等）。

2. 中小企業向け施策の積極的活用（促進）

- 中小企業においては、「**サイバーセキュリティお助け隊サービス**」など**中小企業向け施策の活用**も検討する。
- 大企業においては、**パートナーシップ構築の観点**からも、中小企業のビジネスパートナーに**同サービス等の活用を促す**。

3. 価値創造経営の一環としての位置付け

- サイバーセキュリティに対する投資を、**中長期的な企業価値向上に向けた取組の一環**として位置付ける。その関連性について、投資家を含む**利害関係者から理解を得るための活動（対話・情報開示等）**を積極的に行う。

- 最近の国内外の動向を踏まえ、特に以下の取組を強化していただきたい（詳細は次ページ以降）。
 - ※ 経済産業省が策定した実務担当者向けガイドライン（被害情報共有・公表ガイダンス等）や関係制度（JC-STAR等）概要など各種政策文書については、次ページ以降のリンクや経済産業省ウェブサイトを参照いただきたい。

1. セキュア・バイ・デザイン等の実践

- 自組織のシステム運用に係るリスク管理についてITサービス等提供事業者との役割分担を明確化するとともに、「セキュア・バイ・デザイン」や「セキュア・バイ・デフォルト」の製品の購入（例えば、JC-STARのラベル取得製品）を優先するなど、ITサービス・製品等提供事業者に対してセキュリティ慣行を求める
- ITサービス等を外部委託する際には、委託元として自組織で判断や調整を行わなければならない事項を把握するとともに、ITサービス等提供事業者へ委託した業務の結果の品質を自社で評価できるよう必要な人材を確保する

2. サプライチェーン全体での対策強化に向けた対応

- VPNなど自組織の不正侵入経路となりうるポイントを把握する上で有効な対策とされるASM（Attack Surface Management）等の外部サービスを活用する
- 特に大企業においては、サプライチェーンに参加する中小企業等への助言・支援を行う（「サイバーセキュリティお助け隊サービス」などの支援施策の紹介、対策状況調査・改善に向けた対話等）

3. 被害時の専門組織等への情報共有

- 「サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス」を参照し、サイバー攻撃の被害に遭った場合等には、適時の専門組織への相談及び所管省庁等への報告等を行う
- 特に、国家支援型と推定される標的型サイバー攻撃の場合には、まずは警察やIPAなどの相談窓口にご相談する

サイバーセキュリティ政策

CYBER SECURITY

PRICK UP

安心を届けるサポートサービス
サイバーセキュリティ
お助け隊サービス

自社の従業員、各ステークホルダーも含めた安心と安全を守るため、サイバーセキュリティ対策を強化しましょう。

- サイバーセキュリティ対策をはじめたい、支援策を知りたい
- サイバーセキュリティ対策を強化したい
- サイバー攻撃被害（インシデント）に対応したい

サイバーセキュリティ製品・サービスを提供する企業・組織の方向けの施策も紹介しています！以下のバナーから御覧いただけます。

より強化したセキュリティ製品・サービスを提供したい

- 自組織のシステム運用に係るリスク管理についてITサービス等提供事業者との役割分担を明確化するとともに、「セキュア・バイ・デザイン」（※1）や「セキュア・バイ・デフォルト」（※2）の製品の購入（例えば、JC-STARのラベル取得製品）を優先するなど、ITサービス・製品等提供事業者に対してセキュリティ慣行を求める
- ITサービス等を外部委託する際には、委託元として自組織で判断や調整を行わなければならない事項を把握するとともに、ITサービス等提供事業者に対して委託した業務の結果の品質を自社で評価できるよう必要な人材を確保する

※1 「セキュア・バイ・デザイン」：IT製品（特にソフトウェア）が、設計段階から安全性を確保されていること。前提となるサイバー脅威の特定、リスク評価が不可欠。

※2 「セキュア・バイ・デフォルト」：ユーザー（顧客）が、追加コストや手間をかけることなく、購入後すぐにIT製品（特にソフトウェア）を安全に利用できること。

趣旨・背景・補足

- 「セキュア・バイ・デザイン」は、セキュリティの責任は製造者等が追うべきである（「責任のリバランス」）、という欧米諸国を中心に提唱されている概念。2023年10月に我が国を含む13か国が共同署名したセキュアバイデザイン・セキュアバイデフォルトの実践に向けた推奨事項をまとめたガイダンスの中でも、ユーザー組織（顧客）への提言も含まれているところ、今後、当該提言を踏まえたユーザー組織における対応が全世界レベルで求められていくことが想定される。
- 経済産業省では、本文書も踏まえ、「サイバーインフラ事業者に求められる役割等に関するガイドライン（案）」を2025年3月に公表したところ。この中で、ユーザー組織（顧客）に求められる責務として、リスク管理とセキュアなソフトウェアの調達・運用についても提示している。加えて、IoTセキュリティ適合性評価制度（JC-STAR）を構築・2025年3月に制度運用開始し、セキュアなIoT製品を容易に選択できる環境整備を進めているところ。引き続き、各企業・団体が上記メッセージをより具体的に理解し、実践しやすい環境を整備していく。
- ITサービス・製品等提供事業者に対してセキュリティ慣行を求めることに関して、外部委託契約書等に、セキュリティインシデント発生時の連携体制や、契約違反時の具体的なペナルティ（損害賠償、契約解除の条件等）を明文化することも考えられる。

関係する政府文書・窓口等

- 内閣サイバーセキュリティセンター：「[国際共同ガイダンス「セキュアバイデザイン・セキュアバイデフォルト原則」](#)に署名（令和5年10月）
- 経済産業省／内閣サイバーセキュリティセンター：「[サイバーインフラ事業者に求められる役割等に関するガイドライン案](#)」（2025年3月）
- 独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）：「[セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）](#)」

- VPNなど**自組織**の不正侵入経路となりうるポイントを把握する上で**有効な対策**とされるASM（Attack Surface Management※）等の外部サービスを活用する

※ASM（Attack Surface Management）：組織の外部（インターネット）からアクセス可能なIT資産（=攻撃面）を発見し、それらに存在する脆弱性などのリスクを継続的に検出・評価する一連のプロセスをいう。

趣旨・背景・補足

- サプライチェーン全体での対策を強化する上で、まずは自社のセキュリティ対策を確認・強化することが第一歩である。例えば、経済産業省の「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」では、PDCA サイクルによるサイバーセキュリティ対策の継続的改善の重要性に触れており、必要に応じて、**目的に応じた脆弱性診断やペネトレーションテスト、情報セキュリティ監査等の外部サービスを利用する**といった対策例を示している。
- また、DXの進展等に伴い**サイバー攻撃の起点が増加する中で**、外部（インターネット）から把握できる情報を用いてIT資産の適切な管理を可能とする**ASMは**、VPN（Virtual Private Network）などの不正侵入経路となりうるポイントを把握する上で**有効な対策**とされている。経済産業省が公表している「ASM（Attack Surface Management）導入ガイダンス」などを参照することができる。

関係する政府文書・窓口等

- 経済産業省「[サイバーセキュリティ経営ガイドラインと支援ツール](#)」
- 経済産業省「[『ASM（Attack Surface Management）導入ガイダンス～外部から把握出来る情報を用いて自組織のIT資産を発見し管理する～』を取りまとめました](#)」（令和5年5月）

- 特に大企業においては、サプライチェーンに参加する中小企業等への助言・支援を行う（「サイバーセキュリティお助け隊サービス」などの支援施策の紹介、対策状況調査・改善に向けた対話等）

趣旨・背景・補足

- サプライチェーン全体のセキュリティ対策水準を強化するためには、自社のサプライチェーン上にある（＝取引先である）、**中小企業等におけるのセキュリティの確保も求められる**。「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」においても、以下の対策例が掲げられている。
 - サプライチェーン上での対策の底上げの手段として、「サイバーセキュリティお助け隊」等の中小企業向け施策を活用する
 - ※ 「サイバーセキュリティお助け隊」は、中小企業のサイバーセキュリティ対策に不可欠な各種サービス（見守り、駆付け、保険）をワンパッケージで安価（例：月額1万円以内）に提供するサービス。全国46事業者がサービスを提供しており、約7,000件の利用実績（2024年9月末時点）がある。IT導入補助金「セキュリティ対策推進枠」を活用することで、最大150万円まで、導入費用の1/2（小規模事業者は2/3）の補助を受けられる。
 - サプライチェーンにおけるサイバーセキュリティ対策を担保する手段として、**第三者による評価検証結果を活用する**（認証制度の活用、助言型外部監査の実施等）
- さらに、中小企業庁「パートナーシップ構築宣言取組事例集Ver1.2」においても、**サプライヤー向けの対策状況調査（アンケート調査）・フィードバック（リスクの解説や改善方法のヒント提供）**に努めている事例も掲載されており、**取引先とのパートナーシップ構築**の観点からも、こうした取組を参考とすることが有用。
- なお、取引先に対してサイバーセキュリティ対策を要請するケースも想定されるが、その際、独占禁止法等**関係法令の適用関係**が論点となる。こうした課題に対応するため、経済産業省と公正取引委員会は、2022年10月に、取引先への対策の支援・要請に係る関係法令の適用関係について整理した文書を公表したところ。現在、関係省庁と連携して、**更なる具体化（事例や解説の提示等）に向けた検討**を進めており、発注者・受注者双方が良好な関係を構築してサプライチェーンのセキュリティ対策強化に取り組むことを促していく。
- 経済産業省としては、今後も「サイバーセキュリティお助け隊サービス」の継続的な見直しなど、中小企業向け**支援策を強化**していく。

関係する政府文書・窓口等

- 中小企業庁「[『パートナーシップ構築宣言』ポータルサイト](#)」
- 経済産業省「[サプライチェーン全体のサイバーセキュリティ向上のための取引先とのパートナーシップの構築に向けて](#)」（令和4年10月）
- 経済産業省「[中小企業のサイバーセキュリティ安心サービスのご紹介](#)」
- 中小企業庁「[中小企業の情報セキュリティ](#)」
- IPA「[ここからセキュリティ!](#)」
- IPA「[中小企業の情報セキュリティ](#)」
- IPA「[サイバーセキュリティお助け隊サービス制度](#)」

- 「サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス」を参照し、サイバー攻撃の被害に遭った場合等には、適時の**専門組織への相談及び所管省庁等への報告等**を行う
- 特に国家支援型と推定される標的型サイバー攻撃の場合には、まずは警察やIPAなどの相談窓口にご相談する

趣旨・背景・補足

- サイバー攻撃が深刻化・巧妙化するなど、サイバーリスクが高まる中、**どのような企業・団体においても、自組織がサイバー攻撃の被害に遭った場合に適切なハンドリング（インシデント対応）を行うことが、一層重要な状況。**
- インシデント対応の一環として、被害組織がサイバーセキュリティ関係組織（被害組織を直接支援する専門組織等）と**サイバー攻撃被害に係る情報を共有することは、攻撃の全容を解明する観点から重要。**政府機関や専門組織からは、報告したことによる不利益が生じないような配慮を前提として、**関連する情報の提供や対応に関して助言を受けることなども期待**できる。また、自組織が受けたサイバー攻撃被害の状況や対応内容について、**適切なタイミングで対外的に公表することは、利害関係者からの信頼を確保し当該企業・団体のレピュテーションを保護する観点からも重要。**ただし、国家支援型と推定される標的型サイバー攻撃を受けた場合には、サイバー対処能力強化法の趣旨も踏まえ、対応についてまずは政府機関に相談することが、被害組織・政府機関の双方にとって、状況把握の観点から望ましい。
- こうした背景の下、2023年3月に経済産業省及び関係省庁等にて実務者向けのガイダンスを公表したところ。当該ガイダンスでは、被害組織を保護しながら、**いかに速やかな情報共有や目的に沿ったスムーズな被害公表が行えるのか、実務上の参考となるポイントをFAQ形式で整理しており、サイバー攻撃の被害時における情報共有・公表の在り方として参考となる。**
- また、サイバーセキュリティ経営ガイドラインの付録C「サイバーセキュリティインシデントに備えるための参考情報」でも、インシデントにおいて経営者が行うべき事項や組織内で整理しておくべき事項を提示しており、一つの参照点となり得る。
- 経済産業省では、これら文書の周知・啓発活動に加え、**IPAやJPCERT/CCを通じた被害組織への情報提供・初動対応支援**を行っている。政府全体としても、被害組織の負担軽減と政府の対応迅速化を図るため、インシデント**報告様式の一元化等**にも取り組んでいる。

関係する政府文書・窓口等

- サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス検討会「[サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス](#)」（令和5年3月）
- サイバーセキュリティ経営ガイドラインの付録C「[サイバーセキュリティインシデントに備えるための参考情報](#)」（令和5年3月）
- 個人情報保護委員会「[漏えい等の対応とお役立ち資料](#)」
- 警察署又は都道府県警察本部「[相談窓口](#)」
- 経済産業省サイバーセキュリティ課（代表：03-3501-1511 内線：3964）
- IPA「[コンピュータウイルス・不正アクセスに関する届出](#)」「[企業組織向けサイバーセキュリティ相談窓口](#)」
- JPCERT/CC「[インシデント対応依頼](#)」
- サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議「[サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた提言](#)」（令和6年11月）

- 提供する製品・サービスのセキュリティ対策に責任を持ち、「セキュア・バイ・デザイン」(※1)や「セキュア・バイ・デフォルト」(※2)の考え方に沿った対応(「サイバーインフラ事業者に求められる役割等に関するガイドライン(案)」への準拠や、JC-STARのラベル取得等)をお願いしたい。
- また、自組織も「サイバーセキュリティを実践する企業」であり、かつ、ユーザー企業にも影響を及ぼし得る存在であることを認識して、**サイバーセキュリティ対策に取り組む**ことをお願いしたい。

※1 「セキュア・バイ・デザイン」:IT製品(特にソフトウェア)が、設計段階から安全性を確保されていること

※2 「セキュア・バイ・デフォルト」:ユーザー(顧客)が、追加コストや手間をかけることなく、購入後すぐにIT製品(特にソフトウェア)を安全に利用できること。

趣旨・背景・補足

- 「セキュア・バイ・デザイン」は、**セキュリティの責任は製造者等が追うべきである(「責任のリバランス」)**、という欧米諸国を中心に提唱されている概念。2023年10月に我が国を含む13か国が共同署名した**セキュアバイデザイン・セキュアバイデフォルトの実践に向けた推奨事項をまとめたガイダンス**の中でも、組織の改革を実行できる**経営層の意思決定者**による、製品開発の重要な要素としてセキュリティを優先させるという**コミットメントの重要性**が言及されている。今後、当該提言を踏まえた対応が**全世界レベル**で求められていくことが想定される。
- 経済産業省では、本文書も踏まえ、「**サイバーインフラ事業者に求められる役割等に関するガイドライン(案)**」を2025年3月に公表したところ。この中で、ITサービス・製品提供事業者に求められる責務として、セキュリティ品質を確保したソフトウェアの設計・開発・供給・運用等についても提示している。加えて、**IoTセキュリティ適合性評価制度(JC-STAR)を構築・2025年3月に制度運用開始**し、セキュアなIoT製品を容易に選択できる環境整備を進めているところ。ITサービス・製品提供事業者におかれては、積極的にこれらのガイダンスや制度を活用いただきたい。経済産業省としては、引き続き、ITサービス・製品提供事業者が上記メッセージをより具体的に理解し、実践しやすい環境を整備していく。
- また、近年、**ITサービス・製品提供事業者におけるサイバー事案**もみられるところ、自らも「サイバーセキュリティを実践する企業」であり、**ユーザー企業にも影響を及ぼし得る存在**であることを認識して、対策に取り組んでいただく必要がある。

関係する政府文書・窓口等

- 内閣サイバーセキュリティセンター:「[国際共同ガイダンス「セキュアバイデザイン・セキュアバイデフォルト原則](#)」に署名(令和5年10月)
- 経済産業省/内閣サイバーセキュリティセンター:「[サイバーインフラ事業者に求められる役割等に関するガイドライン案](#)」(令和7年3月)
- 独立行政法人 情報処理推進機構(IPA):「[セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度\(JC-STAR\)](#)」

- サイバー攻撃の被害組織に対するより効果的・効率的な支援を可能とする観点から、「サイバー攻撃による被害に関する情報共有の促進に向けた検討会」の成果物である「**攻撃技術情報の取扱い・活用手引き**」を活用して**専門組織間で必要な情報を積極的に共有することをお願いしたい**。
- その前提として、情報共有活動のメリットにも触れつつ、「**秘密保持契約に盛り込むべきモデル条文案**」を活用して、攻撃技術情報の共有について**被害組織の合意を得る努力をお願いしたい**。

趣旨・背景・補足

- サイバー攻撃が高度化する中、攻撃の全容の把握や被害の拡大を防止する等の観点から、**被害組織を直接支援する専門組織を通じたサイバー被害に係る情報の速やかな共有が重要**。
- 経済産業省では、既存の情報共有活動の枠組みも活用しながら、更に円滑な情報共有を可能とするために、**被害組織の同意を個別に得ることなく速やかな情報共有が可能な情報の考え方を整理**し、検討会の最終報告書として2023年11月に公表。具体的には、通信先情報やマルウェア情報、脆弱性関連情報等の「攻撃技術情報」から被害組織が推測可能な情報を非特定化加工した情報が対象となり得ると整理。
- その補完文書として、①専門組織間で効果的な情報共有を行うために、どのような形で非特定化加工を行えば良いかなど**専門組織として取るべき具体的な方針について整理した「攻撃技術情報の取扱い・活用手引き」と**、②上記考え方についてユーザー組織と専門組織が共通の認識を持ち、専門組織が非特定化加工済みの攻撃技術情報を共有したことに基づく法的責任を原則として負わないことを合意するための**秘密保持契約に盛り込むべきモデル条文案**を提示。
- 経済産業省として、これらの成果物について、**専門組織やユーザー企業の経営層への意識啓発も含めた周知・啓発活動を行うとともに、情報を共有する専門組織自体の信頼性を確保するための検討を行う**。

関係する政府文書・窓口等

(参考) 産業界へのメッセージに対応した政府文書・窓口等

● サイバーセキュリティを实践する各企業・団体向け

○経営層向け

- 経済産業省「[サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver3.0](#)」(令和5年3月改訂)

○実務層向け①

- 経済産業省「[サイバーセキュリティ政策](#)」

○実務層向け②

- 内閣サイバーセキュリティセンター：「[国際共同ガイドンス「セキュアバイデザイン・セキュアバイデフォルト原則](#)」に署名(令和5年10月)
- 経済産業省/内閣サイバーセキュリティセンター：「[サイバーインフラ事業者に求められる役割等に関するガイドライン案](#)」(令和7年3月)
- 独立行政法人 情報処理推進機構 (IPA)：「[セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度 \(JC-STAR\)](#)」

○実務層向け③

- 経済産業省「[サイバーセキュリティ経営ガイドラインと支援ツール](#)」
- 経済産業省「[『ASM \(Attack Surface Management\) 導入ガイドンス～外部から把握出来る情報を用いて自組織のIT資産を発見し管理する～』を取りまとめました](#)」(令和5年5月)

○実務層向け④

- 中小企業庁「[『パートナーシップ構築宣言』ポータルサイト](#)」
- 経済産業省「[サプライチェーン全体のサイバーセキュリティ向上のための取引先とのパートナーシップの構築に向けて](#)」(令和4年10月)
- 経済産業省「[中小企業のサイバーセキュリティ安心サービスのご紹介](#)」
- 中小企業庁「[中小企業の情報セキュリティ](#)」
- IPA「[ここからセキュリティ!](#)」
- IPA「[中小企業の情報セキュリティ](#)」
- IPA「[サイバーセキュリティお助け隊サービス制度](#)」

○実務層向け⑤

- サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス検討会「[サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス](#)」(令和5年3月)
- 経営ガイドラインの付録C「[サイバーセキュリティインシデントに備えるための参考情報](#)」(令和5年3月)
- 個人情報保護委員会「[漏えい等の対応とお役立ち資料](#)」
- 警察署又は都道府県警察本部「[相談窓口](#)」
- 経済産業省サイバーセキュリティ課(代表：03-3501-1511 内線：3964)
- IPA「[コンピュータウイルス・不正アクセスに関する届出](#)」「[企業組織向けサイバーセキュリティ相談窓口](#)」
- JPCERT/CC「[インシデント対応依頼](#)」
- サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議「[サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた提言](#)」(令和6年11月)

● ITサービス・製品提供事業者向け

- 内閣サイバーセキュリティセンター：「[国際共同ガイドンス「セキュアバイデザイン・セキュアバイデフォルト原則](#)」に署名(令和5年10月)
- 経済産業省/内閣サイバーセキュリティセンター：「[サイバーインフラ事業者に求められる役割等に関するガイドライン案](#)」(令和7年3月)
- 独立行政法人 情報処理推進機構 (IPA)：「[セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度 \(JC-STAR\)](#)」

● 被害組織を直接支援する専門組織向け

- 経済産業省「[サイバー攻撃による被害に関する情報共有の促進に向けた検討会 報告書等](#)」(令和6年3月)



経済産業省のサイバーセキュリティ政策ウェブページはこちら⇒
<https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/index.html>



経済産業省 サイバーセキュリティ

検索